



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

512	随意契約の相手方の決定	(広報課).....	1
513	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	2
514	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
515	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	3
516	救急病院の変更	(医務課).....	3
517	平成25年度登録販売者試験の実施	(菓務課).....	3
518	換地処分完了	(農業農村整備課).....	4
519	紀の川左岸土地改良区の役員の就任	(").....	4
520	荒見井土地改良区の役員の就退任	(").....	5
521	保安林の指定の解除	(森林整備課).....	5
522	公共測量の実施	(技術調査課).....	5
523	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	6
524	港湾施設の公示	(港湾空港課).....	6
525	昭和42年和歌山県告示第45号(海岸保全区域の指定)の全部改正	(").....	6
526	随意契約の相手方の決定	(警察本部).....	8

○ 公安委員会告示

19	警備員指導教育責任者講習の実施	8
----	-----------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第512号

平成25年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成25年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ和歌山
和歌山市栄谷151番地

- 5 随意契約に係る契約金額
167,617,895円 (うち消費税及び地方消費税の額7,981,804円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第513号

平成24年度電子計算組織運用管理業務の委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年和歌山県規則第107号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成24年度電子計算組織運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
中央コンピューター株式会社
大阪市北区中之島6-2-27
- 5 落札金額
45,045,000円 (うち消費税及び地方消費税の額2,145,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年2月22日

和歌山県告示第514号

和歌山県青少年健全育成条例 (昭和53年和歌山県条例第36号) 第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年4月17日指定した。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 5月号	05375-05	コアマガジン
月 刊 誌	実話時報ゴールデン 4月号	05167-4	竹書房
月 刊 誌	ゴールデンDashマグナム vol.3	02060-05	晋遊舎
月 刊 誌	G. T. R. DX vol.13	04878-5	大洋図書

月刊誌	実話ナックルズ 5月号	04877-5	ミリオン出版
月刊誌	EXciter 4月号	01977-04	サン出版
月刊誌	裏モノJAPAN 5月号	01805-5	鉄人社
月刊誌	黄金のGT 5月号	12259-05	晋遊舎
月刊誌	エキサイティングマックス! 5月号	02091-5	ぶんか社
雑誌	BLACKザ・タブー VOL.8	68466-58	ミリオン出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 5月号	08577-5	ぶんか社
コミック	BOY'Sピアス 5月号	18161-05	ジュネット
コミック	drapドラ 5月号	16695-05	コアマガジン
コミック	ASUKA CIEL 5月号	11577-05	角川書店

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第515号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
御歯 37-25	さかがみ歯科口腔外科	御坊市湯川町小松原365-7	平成 25.4.1

和歌山県告示第516号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変 更 事 項 (名称)		名 称	変 更 年 月 日
旧	新		
医療法人三車会 貴志川紀和病院	医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院	医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院	平成 25.4.1

和歌山県告示第517号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定により、平成25年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

1 試験期日及び時間

平成25年8月25日（日）
午前10時から午後3時まで

2 試験場所

和歌山県和歌山市栄谷930番地
和歌山大学

3 受験申込の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成25年6月3日（月）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

(2) 提出期間

平成25年6月17日（月）から同月28日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成25年6月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

4 合格発表

平成25年9月27日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び県立保健所に掲示し、並びに県のホームページに掲載する。

和歌山県告示第518号

平成25年2月8日付けで計画決定した県営換地計画（県営中山間総合整備事業日向地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、紀の川左岸土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員（平成25年3月22日就任）

職名	氏名	住所
理事	津田禎章	和歌山市東田中321番地
理事	東畑敏明	和歌山市和佐中284番地の3

和歌山県告示第520号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、荒見井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成25年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	岩崎文央	紀の川市荒見509番地3
理事	森田康義	紀の川市荒見768番地1
理事	仲谷猛	紀の川市杉原578番地1
理事	蓬臺雅吾	紀の川市杉原915番地
理事	嶋健次	紀の川市風市91番地
理事	柳谷育伸	紀の川市勝神113番内2号千地
理事	田中一旭	紀の川市遠方424番地2
監事	西垣内正之	紀の川市荒見472番地1
監事	畑中利夫	紀の川市風市12番地3

2 就任した役員（平成25年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	岩崎文央	紀の川市荒見509番地3
理事	岩垣克幸	紀の川市荒見810番地
理事	清水一光	紀の川市杉原525番地
理事	蓬臺雅吾	紀の川市杉原915番地
理事	並松修	紀の川市風市232番地2
理事	岡俊秀	紀の川市勝神13番地
理事	田中義人	紀の川市遠方372番地1
理事	田中一好	紀の川市遠方189番地
監事	山本茂晴	紀の川市杉原909番地
監事	原成吾	紀の川市遠方19番地1

和歌山県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字袈裟掛石8の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第522号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山大学駅前周辺土地区画整理組合理事長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成25年4月22日から平成25年12月27日まで
- 3 作業地域 和歌山市和歌山大学駅前周辺土地区画整理事業区域(和歌山市中の一部)

和歌山県告示第523号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称
下小垣(I-1333)、上芳養西郷1(I-4201)、上芳養東郷2(I-4210)、上芳養東郷4(I-4212)、上芳養荒堀3(II-5508)、東山小垣2(I-1329)、知化地野(I-1327)、上小垣2(I-1334)、上小垣3(I-1336)、上芳養小垣1(I-4202)、上芳養荒堀1(I-4203)、上芳養東郷1(I-4209)、上芳養東郷3(I-4211)、上芳養下ノ口1(I-4208)、上芳養西山小垣1(II-5501)、上芳養小垣3(II-5506)、上芳養小垣2(II-5505)、上芳養荒堀2(II-5507)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第524号

県が管理する港湾施設を港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位置	種類	数量及び能力
和歌山下津港	西浜工業団地支線11号道路	和歌山市西浜1660番691地先	道路	延長323.0メートル 車道幅員9.0メートル アスファルト舗装

供用開始年月日

平成25年5月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。

和歌山県告示第525号

昭和42年和歌山県告示第45号（海岸保全区域の指定）の全部を次のように改正する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 海岸の名称

和歌山県紀伊水道東沿岸衣奈漁港海岸衣奈地区海岸

2 指定場所

和歌山県日高郡由良町衣奈地先

3 点の位置

基点（A区域）

1は日高郡由良町大字衣奈字端網掛1276番地先C防波堤の北端とし、同堤法線から背後陸側に5メートルの地点とする。

2は1から182度の線上20メートル地点の標杭（字端網掛1276番地）

3は2から237度の線上13メートル地点の標杭（字端網掛1276番地）

4は3から194度の線上16メートル地点の標杭（字端網掛1276番地）

5は4から232度の線上20メートル地点の標杭（字のの浦1番地）

6は5から160度の線上15メートル地点の標杭（字のの浦2番地）

補助点（A区域）

1' 1から93度の線上52メートルのところ

6' 6から80度の線上50メートルのところ

基点（B区域）

7は日高郡由良町大字衣奈字のの浦7番地先A物揚場南端とA護岸北端との交点から陸側に3.5メートルを控えた地点とする。

8は7から167度の線上50メートル地点の標杭（字戸津井坂45番地）

9は8から174度の線上43メートル地点の標杭（字戸津井坂47番地）

10は9から150度の線上18メートル地点の標杭（字戸津井坂50番地）

補助点（B区域）

7' 7から73度の線上50メートルのところ

10' 10から55度の線上61メートルのところ

基点（C区域）

11 北緯33度59分21秒1175, 東経135度06分37秒8760の地点

12 北緯33度59分24秒7782, 東経135度06分46秒3693の地点

13 北緯33度59分27秒5995, 東経135度06分47秒6729の地点

14 北緯33度59分36秒8226, 東経135度06分45秒7377の地点

15 北緯33度59分36秒4173, 東経135度06分42秒9530の地点

16 北緯33度59分28秒8573, 東経135度06分41秒6961の地点

17 北緯33度59分24秒8651, 東経135度06分35秒5480の地点

4 指定区域

(A区域)

1、2、3、4、5、6、6'、1'、1を順次結ぶ各線により囲まれた区域

(B区域)

7、8、9、10、10'、7'、7を順次結ぶ各線により囲まれた区域

(C区域)

11、12、13、14、15、16、17の各点を順次結んだ線及び11、17を結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第526号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（一般） 84箱
- (2) カード基体 300枚×3入（優良） 85箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 12箱
- (4) 経歴証明証カード基体 300入 3箱
- (5) IC化用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 82箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり | 534,870円 |
| (2) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり | 534,870円 |
| (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり | 534,870円 |
| (4) 経歴証明証カード基体 300入
1箱当たり | 158,130円 |
| (5) IC化用リボンセット（2000枚×1入×7種）
1箱当たり | 147,000円 |

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年4月26日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	平成25年8月29日（木）から同年9月6日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	平成25年9月3日（火）から同月6日（金）までの4日間		
法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	平成25年8月29日（木）から同年9月6日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	同上	10名
3号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（3号）」という。）	平成25年9月3日（火）から同月6日（金）までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格し

た者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（3号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成25年7月9日（火）から同月11日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み受付

(1)により、受講予定者となった者は、平成25年7月16日（火）から同月18日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込み時の注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

- イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。
- カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込み時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（1）のアに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

（イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

（オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

（ア）2の（2）のアに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

（イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

（ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

（エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る

合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「3号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(3)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(3)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習(3号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(5) (1) から (4) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の (1) のア、ウ、オ若しくは2の (2) のア、ウ、オ又は2の (3) のア、ウ、オ若しくは2の (4) のア、ウ、オに該当することを誓約する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の (1) のア、2の (2) のア、2の (3) のア又は2の (4) のアに該当する者にあつては、(1) のイの (ア)、(2) のウの (ア)、(3) のイの (ア) 又は (4) のウの (ア) に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、申込み時に和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習 (2号) 38,000円
- (2) 追加取得講習 (2号) 14,000円
- (3) 新規取得講習 (3号) 38,000円
- (4) 追加取得講習 (3号) 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課営業許可係
電話番号：073-423-0110（内線3058、3059）